

障害者支援施設くすのき園 入所手順

原則として、くすのき園に入所ができるのは障害支援区分が4以上（50歳以上の場合は3以上）の「療育手帳」の保有者（知的障害者）に限ります。

療育手帳の取得を希望される方は、各市町村の福祉担当窓口にご相談下さい。申請し、判定の結果認められれば高知県中央児童相談所または高知県幡多児童相談所において発行されます。

なお、以下の手順は障害支援区分の申請からの流れです。

記

- (1) 障害支援区分をお持ちでない方は申請が必要です。この項目はその手続き方法です。
 - ※ 障害支援区分をお持ちの方は、(2)の項目にお進み下さい。
 - ① 市町村の福祉担当窓口障害支援区分の申請をおこないます。
 - ② 市町村の調査員により訪問調査（80項目の聞き取り・状態確認）がされます。
 - ③ 審査会の判定により障害支援区分（非該当、区分1～6）が認定されます。
 - ※ 区分が出された場合、市町村より「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
- (2) 障害支援区分が4以上（50歳以上は3以上）の場合に限り、「くすのき園」に申請することができます。
 - ① 「くすのき園」に入所する意思があることを、市町村と「くすのき園」に連絡して下さい。
 - ② 「くすのき園」に情報提供書（フェイスシート）と入所申込書を提出して下さい。
 - ※フェイスシートのみでなく、聞き取り・面接等もさせていただきたいです。
 - ③ 「くすのき園」は、入所申込書に基づいて内容を審査し、誤りがなければ申込を受理します。
- (3) 希望の指定特定相談支援事業所を選択・契約して下さい。特定相談支援事業所がわからない場合、市町村に相談して紹介していただけて下さい。
 - ※ 障害者総合支援法により、市町村はサービスの利用の申請をした方（利用者）に、指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。市町村に提出し、認められた場合に障害福祉サービス（入所やショートステイ等）が利用できます。
- (4) 指定特定相談支援事業所に依頼して「くすのき園」のショートステイが利用できるよう、市町村に申請してもらって下さい。（サービス等利用計画案、支給申請書等の提出）
- (5) 健康診断を受け、「くすのき園」に提出して下さい。（様式が「くすのき園」にあります）
- (6) ショートステイの支給決定後に「くすのき園」とのショートステイ契約をお願いします。
- (7) 実際に「くすのき園」のショートステイを利用して下さい。（複数回）
 - ※ ショートステイでの様子は、入所検討委員会での重要な資料になるためです。
- (8) 退所者が出て、入所枠の空きができた場合、入所検討会が開催されます。
- (9) 入所検討会の結果、入所可能（内定）となった場合は「くすのき園」から入所希望者に対し、最後の意思確認をおこないます。
- (10) 「くすのき園」と入所日を相談のうえ、指定特定相談支援事業所に依頼してくすのき園の入所（生活介護・施設入所支援）が利用できるよう、申請を出してもらって下さい。
 - （サービス等利用計画案、支給申請書等の提出）
- (11) 市町村は提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、施設入所支援等の支給決定をします。
- (12) 入所の利用前に、「くすのき園」との入所契約をお願いします。

(備考)

- 1 入所者の決定については、申込順ではございません。以下のとおりです。
 - I 当施設において退所する方が生じた場合には、その都度入所検討会を開催し、ご家庭の状況・環境等も勘案して入所候補者を選定します。その後、入所候補者（またはご家族）には当施設から入所の内定が出たことをご連絡し、最後の意思確認をおこないます。入所に同意いただけましたら、施設の担当者による面接調査等をおこなって入所を決定し施設との入所契約となります。
 - II 入所検討会の候補者は、入所申込書提出の上でショートステイ利用実績がある方のみとさせていただきます（入所申込書の提出のみでは検討会の候補者には挙がりません）。また、当施設の医療機能では、適切なケアの提供が困難と判断された場合は入所をお断りすることがあることをご了承下さい。
- 2 入所申込みを提出された後、ご本人やご家族の状況等が変わった場合は、基本情報の更新をいたしますので施設へご連絡下さい。場合によっては再申請をしていただきます。
- 3 入所申込書を提出された後、入所申込みをキャンセルされる場合は、速やかに施設にご連絡下さい。
- 4 記載している入所の流れは、あくまでも基本です。例えば、(3)の指定特定相談支援事業所の選択・契約は最初におこなうことも可能です。

附則

平成28年2月24日作成

平成28年7月13日改訂

平成29年4月17日改訂

平成30年5月30日改訂

令和2年1月22日改訂

令和6年8月30日改訂

(問い合わせ先)

〒781-1105

高知県土佐市蓮池 533 番地

障害者支援施設くすのき園

TEL (088) 854-0231

FAX (088) 854-0535

担当：國弘 直樹